

つくば市立秀峰筑波義務教育学校教職員行動規範

つくば市立秀峰筑波義務教育学校長 大久保 悦郎

私たち教職員は、児童生徒、保護者、地域から信頼される教職員であり続けるために、以下のことを常に意識し、教育者としての自覚と責任をもって行動します。

- 1 私たちは、地方公務員法と教育公務員特例法等に基づき、高い倫理観をもって児童生徒の教育に従事します。また、教育公務員として、法令遵守（服務規律）の徹底に努めます。
 - 2 私たちは、学校全体で児童生徒を守り、成長を支えています。
 - 3 私たちは、児童生徒への指導はチームでの対応を基本とし、児童生徒と適正な距離感を保ちます。
 - 4 私たちは、不祥事「0」を継続していくための取り組みとして、以下の点を心がけます。
- ◎コンプライアンス研修を毎月実施し、教育公務員としての自覚と責任を高めます。
 - 飲酒運転・・宴席への参加時は、公共交通機関の利用や家族送迎を徹底します。
（自家用車で宴席場には行きません）
 - 不適切な指導・・児童生徒の人権を尊重した言動を徹底します。
 - 個人情報漏洩・・データ、机上、会話等、すべての情報を徹底して管理し、漏洩を防ぎます。
 - わいせつ・盗撮・・児童生徒の安心・安全を最優先し、わいせつや盗撮が起こらない環境の整備に、全教職員で努めます。
 - ハラスメント・・互いに目配り、気配りをして同僚の言動や心境の変化に気づき、ハラスメントの未然防止を徹底します。（「報告・連絡・相談・確認」）